

保険医療機関及び

保険医療養担当規則に基づく院内掲示

当院は厚生労働省より保険医療機関の指定を受けています

【入院基本料に関する事項】

当院では、精神科急性期治療病棟入院料 1・精神病棟入院基本料 15 対 1 を算定しています。

看護配置加算・看護補助加算 1（30 対 1）・夜間看護体制加算・

看護補助体制充実加算を算定しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

〔第 1 病棟〕精神病棟入院基本料 15 対 1 を算定しています 看護配置 15：1 看護補助者配置 30：1

1 日に勤務する看護職員（看護師、准看護師）は 10 人以上です。

1 日に勤務する看護補助者は 5 人以上です。

8 時 30 分～16 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内

16 時 30 分～0 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 24 人以内

0 時 30 分～8 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 24 人以内

〔第 2 病棟〕休床

〔第 3 病棟〕精神病棟入院基本料 15 対 1 を算定しています 看護配置 15：1 看護補助者配置 30：1

1 日に勤務する看護職員（看護師、准看護師）は 12 人以上です。

1 日に勤務する看護補助者は 6 人以上です。

8 時 30 分～16 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 10 人以内

16 時 30 分～0 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 19 人以内

0 時 30 分～8 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 19 人以内

〔第 4 病棟〕精神科急性期治療病棟入院料 1 を算定しています 看護配置 13：1 看護補助者配置 30：1

1 日に勤務する看護職員（看護師、准看護師）は 13 人以上です。

1 日に勤務する看護補助者は 6 人以上です。

8 時 30 分～16 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 6 人以内

16 時 30 分～0 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 27 人以内

0 時 30 分～8 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 27 人以内

【東北厚生局長への届出事項に関する事項】

以下の施設基準について届出をしています。

【基本診療料】

- 精神病棟入院基本料
- 看護配置加算
- 看護補助体制充実加算 1
- 精神科地域移行実施加算
- 依存症入院医療管理加算
- 感染対策向上加算 3
- 精神科急性期治療病棟入院料 1
- 救急医療管理加算
- 看護補助加算 1
- 療養環境加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 医療安全対策加算 2
- 精神科急性期医師配置加算

【特掲診療料】

- 薬剤管理指導料
- 精神科作業療法
- 精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- CT撮影及びMRI撮影
- 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- 医療保護入院等診療料
- 入院ベースアップ評価料 28

【入院食事療養費】

- 入院時食事療養（I）
- 食堂加算

管理栄養士により管理された食事を適時、適温で提供しています（夕食は午後6時以降）。

【その他の届出】

- 酸素の購入単価

2024年7月1日